

項以外の事項についても、議決することができる」との規定による手続を踏んで審議され、議決されなければならないものでしたが、出席した総代の3分の2以上の同意を得ることなく(3分の2以上の同意を得られる状況でなかったことは採決結果からも明らかです)、議決したものです。

現在、進められている本件選挙は、推薦委員の任期が満了していないにもかかわらず、違法な手続により可決されたと称して行われているものです。

直ちに本件選挙手続を停止しなければなりません。

これ以上本件選挙手続を進める場合には、法的措置を講じざるを得ませんので申し添えます。

平成29年10月10日

東京都千代田区

階

法律事務所

弁護士

東京都中央区八丁堀3丁目9-8

新京橋第1長岡ビル3階

全国運転代行共済協同組合

代表理事

殿

郵便認証司

29. 10. 10

この郵便物は平成29年10月10日
第 12460679044 号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番： 号

2 / 2頁

新 東 京
29. 10. 10
12-18